

◎厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の注2の厚生労働大臣が定める者 （略）</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)、同(4)及び第11の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者 （略）</p> <p>三 介護給付費等単位数表第10の8の注、第11の11の注2、第13の5の9の注及び第17の6の注の厚生労働大臣が定める者 （略）</p> <p>四 介護給付費等単位数表第12の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者又はこれに準ず</p> | <p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第4の1の注2の厚生労働大臣が定める者 （略）</p> <p>二 介護給付費等単位数表第5の1の注1(3)、同(4)及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者 （略）</p> <p>三 介護給付費等単位数表第9の8の注、第10の11の注2、第12の5の9の注及び第16の6の注の厚生労働大臣が定める者 （略）</p> <p>四 介護給付費等単位数表第11の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百六十五條に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者又はこれに準ず</p> |

る視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

る視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者